

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です

《2025. 9月号》



当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード(問い合わせ先右端の【】内)を押してください。

発行: 〒010-0065 秋田市茨島1-12-16
ハローワーク秋田(電話018-864-4111)

ハローワーク秋田の各種情報はこちら!



『ミニ会社説明会』に参加してみませんか

ハローワーク秋田では、求人事業所と求職活動中の方の相互理解を促進する機会として、『ミニ会社説明会』を定期的に開催しています。

【開催日】原則、火曜日・木曜日

【時間】会社PRタイム→ 9時30分~10時00分

※1社あたり5~10分程度の会社説明をセミナー形式で行っていただきます。

個別面談→ 10時00分~11時00分

※面談を希望される方と個別ブースでの面談を行っていただきます。

【参加事業所数】1回4社まで(1社1回まで/月)

【参加申込】

申込時期→開催月の前月1日から15日まで

申込方法→Eメール (hw05010syoudo@mhlw.go.jp) 又は電話

※Eメールでお申し込みの際は、参加申込書を添付してください。

参加申込書は、秋田労働局ホームページ内・ハローワーク秋田のページから様式(Excel版)のダウンロードが可能です。

7月は
新規求職者が増加!
今がチャンス

人材確保の
ツールとして
活用してみてください!



お問い合わせ先

ハローワーク秋田

紹介第二部門

【41#】

雇用保険各種手続きの電子申請勉強会を開催してます!



事前予約が必要です。※参加無料

開催時間: 14:00~16:00 (実施内容で1~2時間となります)

開催場所: ハローワーク秋田 2階会議室 20社程度

zoom参加: 30社程度 (秋田県内、どこからでも参加可能!)

10月17日(金) 育児休業等給付の申請(Ⅰ)~制度説明・e-Govの申請帳票の選択について
育児休業等給付の申請(Ⅱ)~申請書の入力について

1月23日(金) 離職証明書の作成と保存・申請(高・育の証明書の書き方も補足説明)

2月20日(金) 高年齢雇用継続給付/育児休業等給付の申請(2回目以降)

雇用保険 電子申請勉強会申込方法

◆メール (hw05010tekiyou@mhlw.go.jp) 又は雇用保険適用課に備え付けの申込書(HP掲載)にて
申し込んでください。

※メールで申し込む場合は、

①事業所名 ②事業所番号 ③メールアドレス ④ご担当者様氏名 ⑤連絡先(電話番号)

※参加を希望される場合は、開催日の5日前までにお申込みください。

※開催日の3日前までにハローワーク秋田からメールにてご案内いたします。

◆様々な小さな疑問を、電子申請アドバイザーと共に解決していきましょう!◆

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 雇用保険適用課【21#】

障害者が活躍できる職場づくりのために

障害者が活躍できる職場環境の整備や適正な雇用管理のため事業主が行うことが望ましい取組のポイントについてのリーフレットを参考にいただき、障害者が活躍できる職場づくりの取組をお願いします。

障害者が活躍できる職場づくりのための望ましい取組のポイント

1 障害者雇用の方針の検討、社内理解の促進

障害者雇用についての基本的理念や事業主の責務を踏まえ、自社において障害者雇用にどう取り組むのか、その方針を明確にしましょう。



ポイント1

【厚生省HP】

障害のある方も組織の一員として、希望や適性に応じた仕事でその持てる能力を発揮し自社の事業活動に参画し、組織に貢献することができるよう、障害者雇用に関する方針やその実現のための取組を検討することが重要となります。



必要な合理的配慮を行いながら障害者が能力を発揮して活躍している企業においては、以下のようなメリットを実感している事例も見られます。

（望ましい取組事例）

-  障害者の特性を踏まえ、業務を選定、マッチングすることを通じて戦力化するノウハウを他の全ての従業員の能力を引き出すことに生かすことができ、経営改善に貢献
-  障害者雇用への取組をきっかけに社内全体のコミュニケーションが活発化し、組織内の心理的安全性が向上し組織環境が改善、さらに顧客サービスの質も向上
-  障害者が働きやすいように職場環境の見直し（部品の配置場所の整理など）を行ったことで他の従業員も作業しやすくなり、企業全体の労働生産性が向上
-  既存の業務を細分化し、その中から障害者の特性に合った業務を選定して任せることで、他の従業員もさらに効率的に業務に取り組むことができ、それぞれが能力を最大限に発揮して企業全体の生産性が向上
-  障害者自らが商品開発に参画することで、ヒット商品が生まれるなど収益の向上に貢献

◆リーフレット（詳細）は、厚生労働省HP↓からダウンロードできます◆

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html

> 事業主の方へ > 事業主に望まれること > 2. 障害者が能力を発揮して活躍し、成長し続けることができる職場作りのポイント

厚生労働省では、障害者雇用ビジネス（※1）実施事業者やその利用企業の実態把握を行っています。明らかに法令に反する事例は確認されていませんが、障害者雇用促進法の趣旨に照らして疑義が残る事例等があった一方で、能力開発・向上につながる事例もみられ（※2）、これらを踏まえ上記を作成しています。

※1 障害者の就業場所となる施設・設備（農園、サテライトオフィス等）及び障害者の業務の提供を行う事業

※2 令和5年4月時点

【参考資料】 障害者雇用ビジネスに係る実態把握の取組について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001087755.pdf>

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 専門支援部門 【43#】

両立支援等助成金 (育休中等業務代替支援コース) は、育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用 (派遣受入含む) を実施する事業主に対する助成措置です。本コースはこども未来戦略 (令和5年12月22日閣議決定) の加速化プランにおける「共働き・子育ての推進」のための施策の1つとなっている。

事業主の皆さまへ 厚生労働省・都道府県労働局

育児休業や短時間勤務の利用期間中の業務代替を支援します

～両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設～

「両立支援等助成金」は、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援する制度です。2024 (令和6) 年1月より「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児のための短時間勤務制度がより利用しやすくなるよう、業務を代替する体制の整備への支援を拡充しました。このリーフレットの内容は、2024年1月1日以降に、育児休業 (産後休業から引き続き休業する場合は、産後休業) または育児のための短時間勤務制度の利用を開始した場合に適用されます。

拡充 ① 育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合
代替する労働者に支給した手当の額に応じて、助成金の支給額が増額されます。

(主な支給要件)

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 7日以上の育児休業取得
4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給 (最大125万円)

- ①業務体制整備経費：5万円 (育休1か月未満の場合は2万円)
- ②手当支給総額の3/4 (※1) (上限10万円/月、12か月まで)

※1 プラチナくるみん認定事業主は4/5に割増されます。

新設 ② 短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合
育児のための短時間勤務制度利用中の労働者の業務代替への手当支給について、新たに助成金の対象となりました。

(主な支給要件)

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 1か月以上の短時間勤務利用
4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給 (最大110万円)

- ①業務体制整備経費：2万円
- ②手当支給総額の3/4 (上限3万円/月、子が3歳になるまで)

拡充 ③ 育児休業取得者の代替要員を新規雇用 (派遣受入含む) で確保した場合
代替要員が業務を代替した期間に応じて、助成金の支給額が増額されます。

(主な支給要件)

1. 代替要員を新規雇用または派遣で確保
2. 7日以上の育児休業取得
3. 代替要員が業務を代替

代替期間に応じた額を支給 (※2)

最短：7日以上14日未満 9万円
最長：6か月以上 67.5万円

※2 プラチナくるみん認定事業主は助成金が加算されます。7日以上14日未満：11万円、6か月以上：82.5万円など

加算 一定の場合に助成金の支給額が加算されます

A. 有期雇用労働者加算

①～③の助成金の対象の育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が有期雇用労働者の場合に、支給額が10万円加算されます。※業務代替期間が1か月以上の場合に限りです。

B. 育児休業等に関する情報公表加算

自社の育児休業取得状況等に関する情報を指定のサイト上で公表した場合、支給額が2万円加算されます。※最初の1回に限り対象となります。

注意事項

- 助成金の対象となるのは中小企業事業主のみです。
※中小企業の範囲は、下記の表を参照してください。
- 支給人数・年数の上限は、①～③の助成金を全てあわせて
・育児休業取得者と制度利用者の合計で1年度10人まで
・初回の対象者が出てから5年間
となります。
- 同一労働者の同一の子に係る育児休業については、①と③の助成金はいずれか一方かつ1回のみ対象となります。また、同一の子に係る短時間勤務も、②の助成金は1回のみ利用可能です (ただし、支給申請は1年ごとに行います)。
- ①③の助成金は、同一の育児休業について、
・出生時両立支援コース (第1種)
※男性の育児休業 (子の出生後8週間以内、連続5日以上) が対象
・育児休業等支援コース (育児取得時、職場復帰時)
※男女の育児休業 (連続3か月以上) が対象
のいずれか一方と併用可能です。

中小企業の範囲 主たる事業ごとに、以下に該当する場合に中小企業と扱われます。

小売業 (飲食業含む)	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が50人以下
サービス業	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
卸売業	資本金または出資額が1億円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
その他	資本金または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下

こども未来戦略 子育て世帯の家計を応援します

児童手当が拡充します

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

(24年度から)

これまで
主な生計者の年収400万円以上1200万円未満の場合、児童手当 (月額) 9万円
主な生計者の年収1200万円以上の場合、児童手当 (月額) 0円

所得制限なし	所得制限あり
0歳～3歳未満 1.5万円	0歳～3歳未満 1.5万円
3歳～小学生 1万円	3歳～小学生 1万円
中学生 1万円	中学生 1万円
高校生 1万円	高校生 1万円

出産等での経済的負担を軽減します

Step.1 出産育児一時金の増額

2023.3.1 1児につき42万円
2023.4.1 1児につき50万円

Step.2 出産費用 (正常分娩) の保険適用を含め、出産に関する支援等の更なる強化の検討

医療費等の負担を軽減します

制度見直しで地方自治体の医療費等の負担軽減を図ります。

大学等にかかる教育費負担を軽減します

貸与型奨学金の減額返還制度を利用しやすく、年収要件等を緩和します。(24年度から)
※減額返還制度とは、経済的な理由等により当初の高額月額での返還が難しい場合、返還期間を延長し、返還月額を減額して返還することができる制度です。

これまで 本人年収目安 325万円以下
400万円以下
500万円 600万円以下

減額返還制度の対象拡大
1/4 1/3 1/2 2/3

所得連動返還方式
所得に応じた月額で、4,700円 33万円

授業料等減免・給付型奨学金 (返還不要) の対象を拡大します。
扶養することが3人以上の子供世帯や、理系・工学・農学の私立大学等に志願する学生を対象に、世帯年収600万円程度 (目安) まで対象を拡大します。(24年度から)

子ども3人以上扶養している場合については、所得制限なく、家庭の負担する大学授業料等が2人分以下となります。(25年度開始)

「授業料後払い制度」を大学院生 (修士段階) の対象に導入します。(24年度から)
※「授業料後払い制度」は、在学中は授業料を納付せず、卒業後に入学に応じて納付ができる制度です。

☆は、企業や金世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。
※支援制度は、少子化対策に資する世代・多世代共働きが子育て世帯を支える施策の仕組みです。
2026年度に創設し、2028年度までに段階的に導入します。実施内容等とあわせて届出いただきます。
歳出改革と資上げによって実質的な社会保障負担軽減の効果を生み、その範囲内で構築します。

スキルアップを応援します

教育訓練給付について、給付率を拡充します。(24年度から)
さらに、訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度を創設します。(24年度開始)

年取の壁を意識せずに働きやすく

社会保険 (厚生年金・健康保険) の適用対象がさらに広がり、
出産手当金の支給や、老齢年金の充実など
メリットが受けられる方が増えます。

「年取の壁・支援強化パッケージ」実施中 73年10月から

パート・アルバイトの方がいわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに希望通り働くことのできる環境づくりを後押ししています。

2022.10～ 従業員101人以上以上の勤め先
2024.10～ 従業員51人以上の勤め先

106万円の壁
これまで 年収106万円以上となると、厚生年金・健康保険に加入 (保険料負担が生じる)
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入が減らないよう取組をした事業主に助成

130万円の壁
これまで 年収130万円以上となると、国民年金・国民健康保険に加入 (扶養を外れ保険料負担が生じる)
収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能
※継続して2年以上

住まいの支援

子育て環境の優れた公営住宅への優先入居のほか、空き家の改修、サブリースの促進等によって、
子育て世帯に適した住宅を、今後10年間で30万戸確保。
「フラット35」の金利負担が軽くなります (24年度2.133から)
「フラット35」子育てプラス
●子供の人数等に応じて金利引下げ
●金利引下げ幅を最大年▲1.0%に拡充

お問い合わせ先

秋田労働局雇用環境・均等室 018-862-6684

雇用環境・均等関係 (女性活躍、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等) へアクセス



“Aターン支援” あきた就職フェア

県内企業と秋田で就職を希望する方とのマッチングイベント

あきた就職フェア
特設サイト



- 10月26日(日) 東京都立産業貿易センター 浜松町
- 12月29日(月) 秋田拠点センター アルヴェ
- 2月15日(日) 東京都立産業貿易センター 浜松町



【メニュー】

- 県内企業多数出展
- 就職・移住相談
- 職業適性診断
- 企業PRタイム
- 市町村移住相談
- 公務
- 業界・団体ブース

県内在住の求職者、秋田県内への移住・就職を考えている方や、そのご家族を対象に「あきた就職フェア in 秋田」を開催します。

移住を検討する際に必要となる暮らしや仕事の情報を収集できるほか、約120社の県内企業と直接コミュニケーションを取ることができる移住・就職フェアです！

県内在住の求職者はもちろん、県外に住んでいて、お盆に秋田へ帰省するご家族の方等がいらっしゃいましたら、ぜひお知らせください！

お問い合わせ先：秋田県ふるさと定住機構 TEL:018-826-1731

主催：秋田県・秋田労働局・秋田市、公益財団法人秋田県ふるさと定住機構



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和7年7月)

概況(全数)

○有効求人倍率は、1.25倍と前年同月比で0.06ポイント低下。

1 求人の動向

○新規求人数は、3,095人と前年同月比で2.0%増加。

- ・運輸業、郵便業、金融業、保険業、製造業等で増加。
- ・卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業等で減少。

○有効求人数は、7,722人と前年同月比で0.0%増加。

2 求職者の動向

○新規求職者数は、1,246人と前年同月比で1.6%増加。

- ・フルタイム求職者が0.6%減少、パート求職者は6.2%増加。
- ・事業主都合離職者(常用)が3か月連続で増加。

○有効求職者数は、6,169人と前年同月比で4.3%増加。

- ・雇用保険受給者実人員が2か月連続で増加。

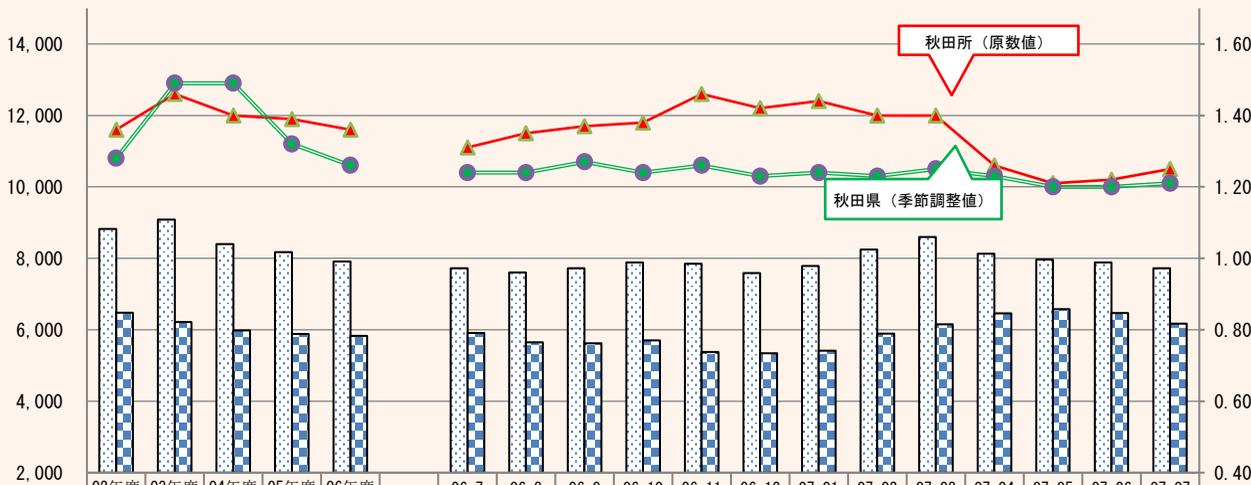
【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率(%)	増減数(人)
D建設業	311	16.0	43
E製造業	199	31.8	48
G情報通信業	48	23.1	9
H運輸業、郵便業	224	48.3	73
I卸売業、小売業	454	▲ 23.8	▲ 142
J金融業、保険業	79	41.1	23
M宿泊業、飲食サービス業	334	▲ 16.3	▲ 65
P医療、福祉	559	▲ 3.5	▲ 20
Rサービス業(他に分類されないもの)	503	1.4	7
S・T 公務、その他	58	▲ 23.7	▲ 18
全産業合計	3,095	2.0	61

【新規求職者の態様別状況(常用)】

項目	区分	態様別計					無業者	
		在職者	離職者	うち事業主都合	うち自己都合	うち自営、その他		
新規求職者数(常用)		1,242	438	685	195	455	7	119
前年同月比	増減率(%)	2.1	3.5	3.2	4.8	4.1	▲ 36.4	▲ 8.5
	増減数(件数)	25	15	21	9	18	▲ 4	▲ 11

■有効求人倍率(全数)の推移



有効求人人数	8,822	9,080	8,395	8,169	7,911	7,719	7,603	7,720	7,889	7,853	7,585	7,790	8,245	8,597	8,125	7,969	7,884	7,722
有効求職者数	6,480	6,217	5,982	5,887	5,827	5,912	5,647	5,626	5,699	5,377	5,341	5,418	5,889	6,150	6,460	6,581	6,466	6,169
求人倍率(秋田所)	1.36	1.46	1.40	1.39	1.36	1.31	1.35	1.37	1.38	1.46	1.42	1.44	1.40	1.40	1.26	1.21	1.22	1.25
求人倍率(秋田県)	1.28	1.49	1.49	1.32	1.26	1.24	1.24	1.27	1.24	1.26	1.23	1.24	1.23	1.25	1.23	1.20	1.20	1.21